

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する
要綱案の取りまとめに向けた検討（２）

第２部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第３ 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

１ 書面交付請求制度の見直し

一定の移行期間を設けた上で、株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度を廃止するものとするについて、どのように考えるか。

（参考）会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案（以下「試案」という。）第２部第３の１

１ 書面交付請求制度の見直し

株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【Ａ案】〔一定の移行期間を設けた上で、〕書面交付請求制度を廃止する。

【Ｂ案】現行法の規律の見直しをしない。

（補足説明）

１ パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第２部第３の１の【Ａ案】に賛成する意見、【Ｂ案】に賛成する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【Ｂ案】に賛成する意見がやや多かった（なお、【Ｂ案】に賛成する意見は、個人から寄せられたものも多かった。）。

【Ａ案】に賛成する理由としては、書面交付請求制度の利用率が低水準にとどまっていること、他者の補助を得て利用することを含め年齢層を問わずインターネットの利用が進んでいること、書面交付請求の可能性を踏まえた準備が必要となることにより株式会社にコストが生じているが、当該コストは最終的には株主全体が負担していることなどが挙げられていた。【Ｂ案】に賛成する理由としては、現在においても、デジタルデバイドの株主は一定数存在しており、その利益を保護する必要があること、制度の利用率が低水準にとどまっているのは、書面交付請求制度があることを認識していない（又は最近まで認識していなかった）株主が存在すること

が原因である可能性があること、制度が創設されてからまだ日が浅く、未だ成熟したデータが収集されていないことなどが挙げられていた。

2 提案の趣旨

パブリックコメントでは意見が分かれたものの、前記1の【A案】に賛成する意見の理由にもあるとおり、書面交付請求制度に対応するための株式会社の負担は、最終的には当該株式会社の株主全体で負担していることになるが、社会のデジタル化が進展する中で、そのことの妥当性には疑義があるようにも思われる（このことは、書面交付請求をした株主の中にも、一定程度インターネットを利用することができる者が存在しているとの指摘を踏まえると、尚更である。）。

また、デジタルデバイドの株主が存在しなくなったとはいいい難い状況にあるものの、インターネットの利用が高齢層を含め拡大していることも踏まえると、株主が自らインターネットを利用することが困難な場合であっても、身近な者やサービス会社に依頼するなどの様々な代替手段にますますアクセスしやすくなっているとも思われ、このような対応を求めることとしても、株主に過度な負担が生ずるものではないとも考えられる。さらに、足下では書面交付請求制度の認知度が高まっているとも指摘されているにもかかわらず、一貫してその利用率が低水準にとどまっていることは、制度の意義が乏しくなっていることを窺わせるものであるといい得るようにも思われる。

以上に加え、これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

3 移行期間について

パブリックコメントでは、【A案】による場合について、移行期間を設けることに賛成する意見と反対する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、移行期間を設けることに反対する意見がやや多かった。

パブリックコメントでは意見が分かれたものの、前記2のとおり、デジタルデバイドの株主が存在しなくなったとはいいい難い状況にある中で書面交付請求制度を廃止する場合には、その十分な周知を図るための期間を確保することが、デジタルデバイドの株主の保護のために必要であると考えられる。また、これまでの部会でも指摘があったとおり、移行期間は飽くまでデジタルデバイドの株主のために十分な周知を図るための期間であり、制度を維持することに伴うコストの発生を不必要に長期化させるものでもないと考えられる。

以上に加え、これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、移行期間を設けることを提案している。その上で、具体的な期間については、株

式会社による株主への書面を通じた周知の機会、基本的には株主総会の招集通知等を発送するタイミングが想定されとの指摘を踏まえると、一般の見直しに係る改正法の成立・公布から施行までの期間を含め、2～3年程度が適切であるように思われる。

5

2 書面による議決権の行使についての見直し

取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならないものとする

10

（注）社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする

15

（参考）試案第2部第3の2

2 書面による議決権の行使についての見直し

書面による議決権の行使についての見直しに関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならない。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）【A案】による場合には、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第2部第3の2の【B案】に賛成する意見もあったものの、【A案】に賛成する意見が多数であった。

20

2 提案の趣旨

株主の数が1000人以上である場合に書面による議決権の行使の機会を設けることを義務付ける趣旨は、株主が地域的に分散しており株主総会に出席できない株主も多いところ、そのような株主にも議決権を行使する

機会を与えてできるだけ多くの株主の意思を株主総会の決議に反映させる点にあるが、社会のデジタル化の進展により電磁的方法による議決権の行使も一般的になりつつあり、昨今の郵便事情も考慮すると、地域的に分散した多数の者にとって利便性が大きいと思われる電磁的方法による議決権の行使を認めることによっても、少なくとも同程度に上記の趣旨を実現することができるように思われる。

また、前記1（補足説明）2のとおり、インターネットの利用が高齢層を含め拡大していることも踏まえると、株主が自らインターネットを利用することが困難な場合であっても、身近な者やサービス会社に依頼するなどの様々な代替手段にますますアクセスしやすくなっているとも思われ、このような対応を求めることとしても、株主に過度な負担が生ずるものではないとも考えられる。

以上に加え、これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

3 社債権者集会について

パブリックコメントでは、この点に関する意見は多くなかったものの、賛成する意見と反対する意見があり、意見が分かれた。

前記2では、株主総会における議決権の行使について【A案】によることを提案しているところ、あえて社債権者集会における議決権の行使についてこれと異なる規律とする理由もないように思われることから、これまでの部会における議論も踏まえ、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直し（書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使を選択的なものとする見直し）をすることについて注記している。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、口座管理機関、振替機関及び上場会社の実務上の負担が過大にならないことを前提として、株主総会の招集の電磁的方法による通知を促すための規律を見直すことについて、どのように考えるか。

（注）社債権者集会の招集の電磁的方法による通知（会社法第726条第1項）について、募集事項で電磁的方法により社債権者集会の招集の通知を発することができることとする旨及びその方法を定めた場合には、社債権者の承諾を不要とし、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとするか否かについて、どのように考えるか。

(参考) 試案第2部第3の3

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）を記載し、又は記録することができる。

(2) 振替法第151条第1項において、振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。

(3) 株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

(注) 将来的な見直しとして、一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができるものとする考え方がある。

(補足説明)

1 パブリックコメント等の結果

5 パブリックコメントでは、試案第2部第3の3の提案に反対する意見もあったものの、賛成する意見が多数であった。なお、注の考え方については、将来的な見直しとして賛成する意見が複数あった一方で、時期尚早であるとの意見も複数あり、意見が分かれたものの、相対的にみると、将来的な見直しとして賛成する意見がやや多かった。

10 また、第13回会議における参考人である日本証券業協会からの意見聴取では、①フィッシングや不正アクセスは証券業界のみならず我が国全体が直面する問題となっている状況において、電子メールアドレスに依拠した仕組みは成り立ちにくいため、より安全性の高い仕組みを検討した上で議論すべきであると考えられること、②上場会社が株主の個別の承諾を得ることが煩雑であるからといって、総株主通知の仕組みに依拠して口座管理機関が承諾を取り付けることにすれば煩雑さを回避することができるものではないこと、③口座管理機関のシステム及び事務・オペレーションの追加・変更（電子メールアドレスの追加登録・変更等、銘柄ごとの登録及びそれらに関する株主等との事務手続等）を伴うこととなり、そのため

15

に多大な事務負担やコスト負担が生ずることなどの懸念が指摘された。

2 提案の趣旨

パブリックコメントでは意見が分かれたものの、提案に賛成する意見が多かったことに加え、社会全体のデジタル化の進展、上場会社における事務負担及びコスト負担の軽減、環境負荷の低減並びに株主への迅速な情報提供の重要性が高まっていることを踏まえると、試案のように株主総会の招集の電磁的方法による通知を促すための規律の見直しを検討する必要性は高いと考えられる。

もっとも、前記1で参考人から指摘された懸念については、いずれも検討を要するものと考えられる。

まず、前記1の①については、近時の社会情勢を踏まえると、電子メールアドレスに依拠することに一定のリスクがあることは否定し難いものの、現在においても、電磁的方法による情報伝達で最も一般的な手段が電子メールアドレスの利用であることもまた否定し難いと思われる（なお、現行法上も、株主の承諾を得て電子メールアドレスを利用して株主総会の招集通知を発することは可能である。）。

また、②については、株主は、一般的に、自身の証券会社は把握していても、株主名簿管理人は把握していないこともあると考えられ、また、原則として一銘柄ずつ株主名簿管理人に申告して承諾をする必要があり、株主一人当たりの保有銘柄数が増加していることも踏まえると、その手続の負担は小さくないと思われる。他方で、株主の承諾は、電磁的方法による通知を望む株主自身が自発的に行うことを想定しており、口座管理機関による積極的な承諾取得に関する働きかけを前提とするものではないものの、口座管理機関や振替機関においても、事務・オペレーションの追加など、新たな負担が生ずることは避けられない。また、株主の能動的な行動に期待することは、上場会社が株主から個別の承諾を得ること（例えば、所定のウェブサイトにおいて株主がメールアドレス等必要事項を入力すること）と大きな違いはなく、口座管理機関や振替機関を経由させる意義を改めて検討する必要があるようにも思われる。

さらに、③については、試案では、総株主通知による仕組みを提案していたが、試案と同様の趣旨を達成することができるのであれば、上場会社（株主名簿管理人）、振替機関及び口座管理機関それぞれの負担を可能な限り軽減するシステム・方式によるべきであると考えられる。

なお、試案による見直しは、主に招集通知を電子化することによる負担軽減や利便性の向上が見込まれるため、株主や上場会社がその便益を受けることになると考えられるが、口座管理機関には特段の便益はないように

思われる。

以上を踏まえると、株主の個別の承諾に要する負担を軽減して、電磁的方法による通知を促すことは重要であるものの、これらの負担を口座管理機関に課してもなお見直すべき必要性があるかどうか（個別の承諾に要する負担軽減を通じた、株主の利便性向上や上場会社の負担軽減という社会的な便益が、口座管理機関による事務処理やシステム対応等の負担を上回るかどうかや、個別の承諾に要する負担軽減のために現行法下での実務において工夫の余地があるか）について、検討する必要があるように思われ、その点からも口座管理機関が関与する必要性について検討する必要があると思われる。

この点について、例えば、株主名簿管理人によるサービスとして、株主が登録した銘柄の株主総会情報や配当金情報、株主優待等の通知物を一括管理できるアプリケーションを提供している会社もあり、このようなサービス等を通じて上場会社（株主名簿管理人）が株主との接点をより強化しているため、このようなサービスを活用することにより、株主の個別の承諾を得る負担は、口座管理機関を経由せずとも一定程度軽減され得るようにも思われる。他方で、株主が一銘柄ずつ株主名簿管理人に申告して承諾をする手続の負担については、上記のとおりである。

また、現行の振替制度の下では、振替株式を取得し、振替口座簿に記載等された株主であっても、株主名簿に記載等されていない者は、株主の地位を振替株式の発行者である株式会社に対抗することができないため（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第130条第1項）、株主名簿管理人が電子メールアドレスを収集しようとしても、株主名簿に記載されていない一定割合の株主については、株主名簿記載後にしか届出を受け付けることができない。こうした制約は、登録時期を周知する等の方法により対応することが可能であるようにも思われるが、電磁的方法による通知を希望する株主の利便性を損なう要因となり得るとも考えられる。

以上を踏まえ、口座管理機関や振替機関における実務上の負担を踏まえても、株主総会の招集の電磁的方法による通知を促すための規律の見直しとして口座管理機関を通じた仕組みによるべきか否かについて、どのように考えるか。

3 社債権者集会の招集の電磁的方法による通知についての見直しについて (1) 現行法の規律

試案では提案されていなかった項目であるが、会社法上、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の2週間前までに、知

れている社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては社債管理者又は社債管理補助者に対して、書面をもってその通知を発しなければならないが、書面による通知の発出に代えて、通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発

(2) 意見聴取（ヒアリング）における参考人からの意見

第14回会議の参考人である株式会社みずほ銀行からの意見聴取では、電磁的方法により招集通知を発する場合に事前に知れている社債権者の承諾を必要としていることについて、これを不要とするべきであるとの意見があった。具体的には、振替社債が無記名式であることから、社債権者への招集通知の手段は公告の方法が一般的に用いられているものの、近時は、社債権者への丁寧な説明や事前の票読みの観点から、招集者たる会社が、招集通知前に個別に社債権者とコンタクトを取るケースも多い。この場合には、個別にコンタクトを取った社債権者は「知れている社債権者」に該当するため、個別に招集通知が必要になるが、招集通知を電子メールで発する場合には、そのこと自体について書面又は電磁的方法で事前の承諾を得なければならないと、実務上煩瑣であるとの意見であった。この点について、①足元のデジタル化の急速な進展の状況に鑑みると、多くの法人や個人が電子メールアドレスを保有している状況と考えられ、事前の承諾を要件とする必要はないと考えられること、②社債権者集会の開催実務について、バーチャルオンリー社債権者集会を開催する場合には、全ての手続を電磁的手段で完結させることが発行体及び社債権者双方の利便性の観点から望ましいと考えられることが指摘された。

(3) 提案の趣旨

前記(2)の意見のほか、社債権者集会については、コベナント違反の対応の場面など機動的に意思決定をする必要性が典型的に高い場面での利用が想定されるため、社債権者集会に関する負担を軽減するとともに迅速な意思決定を可能とする必要性が指摘されている。これらを踏まえると、社債権者集会の招集の電磁的方法による通知（会社法第720条第1項）についても、社債権者の承諾を不要とすることが考えられる。

もっとも、特に個人である社債権者については、インターネットを利用できる環境にない者がいることも想定されることから、事前の承諾を要しないとした場合には、そのような社債権者が社債権者集会に参加することができず、不利益を被るおそれがあるようにも思われる。また、電磁的方法といっても様々な種類が存在することから、社債権者の承諾

を不要とすれば、当該社債権者が意図しない方法により通知を受けることとなるおそれもある。

他方で、募集事項の定めを要件とする場合には、そのような社債を購入した社債権者は、電磁的方法による招集通知がされることを許容しているといえるようにも思われる。

以上を踏まえ、社債権者集会の招集の通知についても、募集事項で電磁的方法により社債権者集会の招集の通知を発することができることとする旨及びその方法を定めた場合には、社債権者の承諾を不要とするものとする（併せて、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする）か否かについて注記しているが、この点について、どのように考えるか。

第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化①

事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使（会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決権の行使」という。）がされた場合における株主総会の決議の合理化に関し、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(1) 上場会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。

(2) 上場会社の株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

(3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(4) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものと

みなされた場合であっても、取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、会社法第314条の説明をしなければならない。

(注1) 本文に加えて、次の規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(1) 及び (2) の規定にかかわらず、総株主（議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が電子提供措置を開始した日から2週間以内に(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなすことに反対する旨を上場会社に対し通知したときは、当該決議があったものとみなすことができない。

(注2) ①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

(注3) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

2 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化② 次の(1)から(3)までの規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(1) (2)の事項を定めた場合において、上場会社の株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときであって、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(2) 上場会社の株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定により株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

(3) (1)の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合であっても、取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、会社法第314条の説明をしなければならない。

(注1) 本文に加えて、次の規律を設けるものとするについて、どのように考

えるか。

(1)及び(2)の規定にかかわらず、総株主（議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が電子提供措置を開始した日から2週間以内に(1)の規定により株主総会の決議があったものとみなすことに反対する旨を上場会社に対し通知したときは、当該決議があったものとみなすことができない。

(注2) ①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

(注3) (1)の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

(参考) 試案第2部第4の1

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

事前の書面又は電磁的方法による議決権の行使(会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決権の行使」という。)がされた場合における株主総会の決議の合理化に関し、いずれも株主総会の開催自体は必要であることを前提として、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、次の(1)から(3)までの規律を設ける。

(1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。

(2) 株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

(3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったもの

とみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(注1) ①株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、②株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべき事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

(注2) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

【B案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。

(後注) 株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会に出席した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとする考え方もある。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第2部第4の1の【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見、【B案】及び後注の考え方のいずれにも賛成する意見、【A案】に反対する意見、【A案】及び【B案】のいずれにも反対する意見、【A案】、【B案】及び後注の考え方のいずれにも反対する意見等があり、意見が多岐に分かれたものの、相対的にみると、【A案】に反対する意見（【A案】及び【B案】のいずれにも反対する意見や【A案】、【B案】及び後注の考え方のいずれにも反対する意見を含む。）が多かった。

【A案】に賛成する理由としては、①上場会社の株主総会では事前の議決権の行使により決議の成立が事実上確定していることが多いにもかかわらず、議事運営次第で株主総会の決議取消事由が生じ得るのは不合理であること、②上場会社では、決議取消事由が発生しないよう、多大な時間、労力、費用を要していること、③株主との間で過度に慎重になることなく柔軟で自由なコミュニケーションをとることが可能になること、④株主総

会の開催は必須とされており株主の質問権は保障されていることなどが挙げられていた。

【B案】に賛成する理由としては、①株主総会の場合でのエンゲージメント機能も重要であることから、飽くまでも最終的な決議は当日にされる形式を維持すべきであること、②【B案】のみによって十分に決議の合理化を図ることができることなどが挙げられていた。

【B案】及び後注の考え方に賛成する理由としては、①定款変更が不要であるため会社に過度な負担を課することにならないこと、②株主は株主総会当日に事前の議決権の行使と異なる内容の議決権の行使をすることができ、また、会社の立場からも説明義務違反等による株主総会の決議取消しの可能性は限定的であって、株主の権利保障と株主総会の運営の合理性との均衡の観点から相当であることなどが挙げられていた。

【A案】に反対する理由としては、①株主総会は株主と経営陣が直接対話し意思決定を行う場として意義があること、②決議の成立後には株主は決議に影響を与えることができず、経営陣も質問に応ずるインセンティブを持たないため、経営陣との実質的な対話は期待できないこと、③株主の議案の提案の機会を奪い、特に少数株主の貴重な発言機会を奪うこと、④株主総会当日の質疑応答によって経営陣の隠蔽が露見したり、説明不足が判明した場合であっても、決議の帰すうが変わらない状況を生むことなどが挙げられていた。

【B案】に反対する理由としては、①定款の定めすら必要とされないことから、我が国の株式市場全体への信認低下につながることに、②違反が重大な場合には、決議に影響を及ぼさないときであっても裁量棄却が認められないことと整合しないこと、③取締役が十分に説明を行わなくなることが懸念されることなどが挙げられていた。

【A案】及び【B案】のいずれにも反対する理由としては、上記の反対理由のほか、①株主総会を通じたガバナンスの形骸化、株主権の後退につながり、かつ、諸外国にも例を見ない制度であること、②株主の質問や株主総会の準備の過程での想定質問の検討が会社のガバナンスを見直す契機となる側面もあることなどが挙げられていた。また、後注の考え方にも反対する理由としては、上記の反対理由のほか、取締役の説明義務違反が決議取消事由を構成するとした場合には、株主総会の冒頭で議長が事前の議決権行使の結果を説明すること自体は現行法でも可能なため必要性が不明であり、取消事由を構成しないとすれば、【A案】及び【B案】と同様の問題があることなどが挙げられていた。

2 本文1の提案の趣旨

(1) 株主の利益への配慮の必要性（本文 1 (4) 及び注 1）

本文 1 は、【A 案】に対応するものである。これまでの部会における議論では、取締役が株主の質問に対して誠実に回答しなくなる懸念があることや株主総会を通じた経営の監督が弱まることなどの理由から、【A 案】に反対する意見が複数あった一方で、上場会社においては、議案について、事前の議決権の行使によって株主総会が開催される前に大勢が決していることが多いにもかかわらず、株主総会の決議取消事由が生じ得るリスクがあるため会社側では多大な労力をかけて慎重に対応していること、そのような株主総会当日のリスクや修正動議に対応する負担を解消すべきであることなどの理由から、【A 案】に賛成する意見が多数あった。その上で、【A 案】によることができるかは、決議の結果に影響を及ぼさないような株主総会における議事運営の瑕疵（取締役の説明義務違反、修正動議の取扱いの誤り等）であっても、それが重大な瑕疵であれば決議取消しというサンクションがあり得るという現行法の株主権について、どの程度の意義を認めるかという点にあるとの示唆もされたところである。

そして、パブリックコメントでは、前記 1 のとおり、新たな制度となる【A 案】に対しては、取り分け株主の立場からの懸念や警戒が多く示されていることを併せて考慮すると、本文 1 の規律を設ける場合には、株主の懸念に配慮した措置を講ずることが求められるとも考えられる。そこで、以下のとおり、取締役の説明義務の明確化の提案及び株主の反対機会の付与についての問題提起をしている。

(2) 取締役の説明義務の明確化（本文 1 (4)）

本文 1 では、基本的には【A 案】の方向性を提案しつつも、前記 (1) のとおり、取締役の説明が適切にされないことへの懸念が多く示されたことを踏まえ、本文 1 (4) において、株主総会の決議があったものとみなされた場合であっても、取締役等は、会社法第 314 条の説明をしなければならぬものとすることを提案している（試案でも同様の解釈を前提としていたが、提案の本文において、このような規律の適用があることを明確化するものである。なお、規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。）。)

これにより、本文 1 の規律が取締役の誠実な回答を不要とするなどという誤解や誤ったメッセージを明確に否定することを意図している。むしろ、本文 1 の規律においても、株主の質問権が損なわれるものではないことを明確にしている。

(3) 株主の反対機会の付与（本文 1 の注 1）

前記(2)の取締役の説明義務の明確化をしてもなお、取締役が株主の質問に対して誠実に回答しなくなる懸念があると考えられる場合には、本文1の注1のように、少数株主の反対機会を付与することが考えられる。

すなわち、注1において、株主総会の決議の形式に対する株主の期待を保護し、各社の実情によっては【A案】の規律の適用を否定する機会を株主に与えるために、一定の議決権を有する株主が所定の期間内に本文1の規律の適用に反対する旨を上場会社に対して通知したときは、株主総会の決議があったものとみなすことができない（原則どおりの株主総会の決議が必要となる）ものとするについて問題提起をしている。

なお、議案への反対の議決権行使はこの通知を構成するものではなく、この通知を構成するためには、決議があったものとみなすことへの積極的な反対が必要となることを想定している（このような反対通知は、議案への賛成の議決権行使をする株主であってもすることができる。）。また、この反対通知は、議決権と密接に関連する権利であり、少数株主権等（振替法第147条第4項）に該当しないものとして、個別株主通知（振替法第154条）を要せずに行行使することができることを想定している。

上記の「一定の議決権」としては、総株主の議決権の10分の1としている。本文1の規律が適用されるためには、議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしている（少なくとも、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が賛成している）ことが前提となるため、株主の反対通知は、そのような多数株主の意思に反して行われるという側面を有する。そのため、株主の反対通知の行使要件としては、一定程度高い議決権保有割合を要求することが、少数株主の保護と規律の目的とのバランスの観点から妥当であるように思われる。そこで、特定引受人への募集株式の割当て等について株主総会の承認を必要とするための反対通知に必要な水準（会社法第206条の2第4項）や、同一の議案の株主提案が排除されないための賛成の数として必要な水準（会社法第304条ただし書及び第305条第6項）を参考に、比較的高い議決権保有割合として、総株主の議決権の10分の1とすることを提案している。

(4) 上場会社への限定

パブリックコメントでも指摘があったとおり、上場会社以外の会社については、必ずしもこのような制度に係るニーズが指摘されておらず、むしろこのような制度による紛争の懸念もあり得ることから、本文1では、規律の適用対象を上場会社に限定している（本文1(1)）。

(5) 定款の定めを要否

これまでの部会における議論やパブリックコメントでは、【A案】の定款の定めを不要とするべきであるとの意見があった。

しかしながら、パブリックコメントでは、定款の定めを必要とする【A案】に対してすら多数の懸念が示されたことや、これまでの部会における議論を踏まえ、本文1では、定款の定めを引き続き要件としている。

3 本文2の提案の趣旨

(1) 規律の内容（本文2及び注1から注3まで）

本文2は、後注の考え方に対応するものである。これまでの部会における議論では、前記2(1)と同様に、この考え方に反対する意見が複数あった一方で、賛成する意見が多数あったところである。

そこで、本文2では、後注の考え方に係る規律を設けることを提案している。本文2では、株主総会の決議があった後は、決議が終わっている以上は、修正動議の余地はなく、また、当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由になり得ないという考え方を前提として本文2の決議を可能とすることを想定しており、本文1の注3と同様の注記をしている（本文2の注3）。

もっとも、【A案】に対する株主の懸念（前記1及び2(1)）は、多くの点で後注の考え方にも当てはまると考えられることから、前記2(1)と同様の趣旨で、取締役の説明義務の明確化の提案（本文2(3)）及び株主の反対機会の付与（本文2の注1）についての問題提起をしている。

また、本文1の規律と同様の理由で、規律の適用対象を上場会社に限定している（本文2(2)）。さらに、本文1の注2と同趣旨で、本文2の注2の注記をしている。

(2) 定款の定めを要否

本文2の規律においても、株主は株主総会当日の審議を踏まえて議決権の行使をすることができなくなる点では、本文1の規律と異ならない。

もっとも、本文2の規律においては、本文1の規律と異なり、株主総会当日に事前の議決権の行使と異なる内容の議決権の行使をしようとする株主の意思をも反映させるものとなっており（本文2(1)括弧書）、このような株主の存在を踏まえてもなお株主総会の決議の結果が変わらないことが担保されている。そのため、本文2の規律は、相対的にみれば株主の懸念に配慮したものといえる。

そこで、本文2の規律においては、定款の定めを要件としていない。

(3) 「出席した株主」（本文2(1)括弧書）の解釈

実務上、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が定めた議

案（いわゆる会社提案）に賛成する大株主が株主総会に出席する場合があります、このような株主は、株主総会当日に事前の議決権の行使の内容を変更する意向を有しないことから、このような株主の事前の議決権の行使を、株主総会の決議の成立のための基礎となる「事前の議決権の行使」から除くべきではないとも考えられる。

本文2の規律においては、①ある株主が事前の議決権の行使をした場合において、当該株主が手続的動議（株主総会の議事進行に関する動議をいう。）のみに関する委任状を会社に提出したときは、当該株主は本文2(1)括弧書の「出席した株主」に該当しないと解釈することができると考えられる。

さらに、上記のような株主自身が（委任状によることなく）株主総会に参加することもあり得、これを妨げるべき理由はないことから、②会社は「株主が株主総会への参加に際して会社に対し議案について事前の議決権の行使の内容を変更しない意向（事前の議決権の行使の内容を優先させる意向）を示した場合には、当該株主は当該議案について本文2(1)括弧書の『株主総会に出席』をしたことにはならない」という取扱いをすることができる（ただし、株主ごとに当該取扱いをするか否かを区別してはならない。）という解釈をすることが合理的であるとも思われる（なお、会社がこのような取扱いをするために、株主総会の招集の通知等による周知をしなければならないかについては、引き続き検討する必要があると思われる。）。

上記①及び②の解釈により、本文2の規律の実効性が損なわれることを防ぐことができると考えられる。

4 本文1及び2の制度の関係性

本文1及び2の制度については、これを設ける場合には、双方を設けることやいずれか一方のみを設けることがあり得るところ（双方を設ける場合には、株主総会の招集者が利用する制度を選択することとなる。）、この点について、どのように考えるか。

5 【B案】について

これまでの部会における議論やパブリックコメントでは、【B案】に賛成する意見もあったものの、反対する意見もあったこと、裁量棄却制度（違反する事実が決議に影響を及ぼさない場合であっても、違反する事実が重大でないとはいえないときは、裁量棄却は認められないこと）との整合性を保つことが困難とも思われることを踏まえ、【B案】については提案していない。

3 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする
で、どうか。

上場会社でない株式会社の取締役又は株主が株主総会の目的である事
項についての提案を株主（当該事項について議決権を行使することがで
きるものに限る。以下3において同じ。）に対して通知した場合において、
次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の
株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日か
ら1週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

- (1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することが
できない株主を除く。）の議決権の10分の9（これを上回る割合を当
該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権
を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議
に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注)報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする
で、どうか。

(参考) 試案第2部第4の2

2 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主（当該事項
について議決権を行使することができるものに限る。以下2において同じ。）に
対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当
該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知
を発した日から1週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

- (1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができな
い株主を除く。）の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の
定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又
は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成し
たとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注) 報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果及び提案の趣旨

パブリックコメントでは、試案第2部第4の2の提案に一部反対する意

見もあったものの、賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、試案と基本的に同様の内容を提案しているが、制度の対象となる会社を上場会社でない会社に限定している。これは、パブリックコメントでも指摘があったとおり、本文の提案は、株主のうち1名に連絡が取れないなどの理由で少数の株主の同意を得ることができないような事例を念頭に規律を見直すものであるところ、そのような事例は非上場会社において生ずるものであり、上場会社においては想定されないことを踏まえたものである。

2 決議の成立時点と株主の異議の関係

パブリックコメントでは、決議の成立時点について、①本文(1)及び(2)の要件を満たした時とすることに賛成する意見もあったものの、②株主の異議申述期間（提案の通知の発信日から1週間）が経過した時とすることに賛成する意見が多数であった。これまでの部会における議論も踏まえ、本文の提案は、上記②の考え方を前提としている。

4 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し

社債権者集会の決議があったものとみなす制度に関し、次の規律を設けるものとする。どうか。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（当該提案をする者が当該通知を発した日から2週間を経過した日以後の日に限る。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があったときは、当該日を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、書面（当該提案をする者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面又は電磁的方法。イにおいて同じ。）によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会

社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があったときは、当該日を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(3) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)又は(2)に規定する提案をすることができる。

ア (4)の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(4) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)又は(2)に規定する提案をすることを請求することができる。

(5) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(4)に規定する社債の総額に算入しない。

(6) 次に掲げる場合には、(4)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)又は(2)に規定する提案をすることができる。

ア (4)の規定による請求の後遅滞なく(1)又は(2)に規定する提案が行われない場合

イ (4)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限（(1)に規定する当該日又は(2)に規定する当該日をいう。以下同じ。）とする(1)又は(2)に規定する提案が行われない場合

(7) (4)の規定による請求又は(6)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(8) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)又は(2)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の3週間前（(2)に規定する提案をする場合にあっては、同意期限の前）までに、(1)又は(2)に規定する提案を公告しなければならない。

(9) (8)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)又は(2)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(10) (1)又は(2)に規定する提案をする者は、(1)又は(2)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(11) 募集事項に、「(1)又は(2)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

(後注1) 前記第3の3の注と同様に、募集事項で電磁的方法により社債権者集会の招集の通知を発することができることとする旨及びその方法を定めた場合にあっては、(1)又は(2)の通知及び(10)の交付を、電磁的方法によって行うことができるものとするか否かについて、どのように考えるか。

(後注2) 無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が(1)又は(2)の同意をするに当たって必要となる手続については、書面による議決権行使がされる場合と同様とするものとするが、振替社債の社債権者が(2)の同意をするに当たっては振替法第86条第1項の規定による書面の提示を不要とするものとするについて、どのように考えるか。

(後注3) 改正法の施行の際現に存する社債にもこれらの規律の適用があるものとするについて、どのように考えるか。

(参考) 試案第2部第4の3

3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し

社債権者集会の決議があったものとみなす制度に関し、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】現に議決権を行使した議決権者（社債権者集会において議決権を行使することができる社債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額を分母とする多数決により社債権者集会の決議があったものとみなす制度として、次の(1)から(10)までの規律を設ける。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知れている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（当該提案をする者が当該通知を発した日から2週間を経過した日以後の日に限る。以下【A案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、

次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があったときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、書面（当該提案をする者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面又は電磁的方法。イにおいて同じ。）によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(3) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)に規定する提案をすることを請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする(1)に規定する提案が行われない場合

(6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の3週間前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲

載する方法でしなければならない。

(9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

【B案】全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度として、次の(1)から(10)までの規律を設ける。

(1) 社債発行会社又は社債管理者が社債権者集会の目的である事項についての提案を、知れている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあっては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、当該提案をする者が定める日（以下【B案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求があった場合

イ 会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(3) ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項についての提案及び提案の理由を示して、(1)に規定する提案をすることを請求することができる。

(4) 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、(3)に規定する社債の総額に算入しない。

(5) 次に掲げる場合には、(3)の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、(1)に規定する提案をすることができる。

ア (3)の規定による請求の後遅滞なく(1)に規定する提案が行われない場合

イ (3)の規定による請求があった日から8週間以内の日を同意期限とする

- (1)に規定する提案が行われない場合
- (6) (3)の規定による請求又は(5)の規定による提案をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。
- (7) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、当該提案をする者は、同意期限の前までに、(1)に規定する提案を公告しなければならない。
- (8) (7)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、(1)に規定する提案をする者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。
- (9) (1)に規定する提案をする者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類を交付しなければならない。
- (10) 募集事項に、「(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。
- (後注1)【A案】及び【B案】の各(1)の通知及び(9)の交付を、電磁的方法による通知及び必要事項の提供で行うことができるものとするか並びにその要件については、引き続き検討する。
- (後注2) 無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が【A案】及び【B案】の各(1)の同意をするに当たって必要となる手続については、引き続き検討する。
- (後注3) 改正法の施行の際現に存する社債に対するこれらの規律の適用については、引き続き検討する。

(補足説明)

- 1 社債権者集会の決議があったものとみなす制度（本文(1)から(11)まで）
- パブリックコメントでは、試案第2部第4の3の【A案】に賛成する意見や【B案】に賛成する意見もあったものの、【A案】及び【B案】の双方の採用に賛成する意見が多数であった。また、第14回会議の参考人である株式会社みずほ銀行及び日本証券業協会からの意見聴取でも、【A案】及び【B案】の双方の採用に賛成する意見が述べられた。これまでの部会における議論も踏まえ、本文(1)から(11)まででは、【A案】及び【B案】の双方を採用する案によることを提案している。なお、【B案】においては、議決権行使書面の交付を求めていなかったものの、双方を採用するに当たって制度の複雑化を回避することや社債権者の意思を適切に反映する観点から、いずれの制度を利用する場合であっても議決権行使書面の交付を求

めることとしている（本文(10)）。

2 電磁的方法による通知等（後注1）

パブリックコメントでは、この点に関する意見は多くなかったものの、提案の通知や社債権者集会参考書類の交付については、迅速性の観点等から、書面ではなく電磁的方法によることを認めるべきであるとの意見が複数あった。また、第14回会議の参考人である株式会社みずほ銀行からの意見聴取でも、同様の意見が述べられた。

このような電磁的方法による通知等の必要性や許容性については、社債権者集会の招集の電磁的方法による通知（前記第3の3の注）の場合に劣るものではないと考えられる。そこで、後注1において、前記第3の3の注と同様に、募集事項で電磁的方法により社債権者集会の招集の通知を発することができることとする旨及びその方法を定めた場合にあっては、(1)又は(2)の通知及び(10)の交付を、電磁的方法によって行うことができるものとするか否かについて注記しているが、この点について、どのように考えるか。

3 議決権を行使するための手続（後注2）

パブリックコメントでは、この点に関する意見は多くなかったものの、振替法第86条に規定する書面（以下「証明書」という。）の提示は不要であるとの意見、証明書の提示は必要である（ただし、電磁的記録による提示も許容する。）との意見、実務対応の負担も踏まえて検討するべきであるとの意見があった。また、第14回会議の参考人である株式会社みずほ銀行からの意見聴取では、証明書について【A案】では必要とし、【B案】では不要とするべきであるとの意見が述べられた。その理由としては、現行の制度と同様の手続的規律を前提とする【A案】においては証明書の提示は必要と考える一方で、【B案】においては、証明書の提示を求めると証明書の取得の期間が必要となり迅速性を損なうことや、【B案】の利用が想定される私募債では証券会社等の口座管理機関を介して社債権者を認識しているような場面も考えられることが挙げられていた。第14回会議の参考人である日本証券業協会からの意見聴取では、社債発行会社において、社債権者の確認方法を定めるインセンティブがあるため証明書の提示を求めることも考えられるが、実務対応の負担も踏まえて引き続き検討するべきであるとの意見が述べられた。

この点について、多数決型書面決議は、多数決により社債権者の集団的意思決定を可能とする制度である点において、社債権者集会と同様であり、社債権者集会と区別するべき特段の理由がない限り、社債権者集会と同様の手続上の規律を及ぼすことが適切であると考えられる。本文(1)又は(2)

の同意は、社債権者集会が開催される場合における書面による議決権行使に相当するから、この同意に関する手続は、基本的には書面による議決権行使がされる場合と同様とすることが相当である。もっとも、本文(2)の制度（【B案】に対応するもの）は、招集者が口座管理機関を介して社債権者を認識している場面での利用も想定されるため、迅速な意思決定の趣旨を重視して、権利者の確認方法を法定しないことが相当であると考えられる。

そこで、無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が本文(1)又は(2)の同意をするに当たって必要となる手続については、書面による議決権行使がされる場合と同様としつつ、後注2において、振替社債の社債権者が本文(2)の同意をするに当たっては証明書の提示を不要とすることについて問題提起をしている。

4 既発債について（後注3）

パブリックコメントでは、この点に関する意見は多くなかったものの、既発債についてもこれらの規律を適用するべきであるとの意見（公告等を前提としたオプトアウト型の経過措置を設けるべきであるとする意見を含む。）が複数あった。

これを踏まえ、後注3において、改正法の施行の際現に存する社債にもこれらの規律を適用することについて問題提起をしている。

なお、このような規律とする場合には、既発債の社債権者の保護が問題となり得る。この点については、本文(1)又は(2)の規律は社債権者の意思決定の手段を合理化するものにすぎず、既発債の社債権者の利益を害するものとまではいえない（むしろ、パブリックコメントでも指摘があったように、社債権者の利益に資する）との考え方もあり得るように思われるが、どのように考えるか。

5 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、現行法の規律の見直しをしないものとするについて、どのように考えるか。

（参考）試案第2部第4の4

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27

条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主をいう。以下同じ。）の利益の確保のための公正な手続（注）がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）が設定されていることのほか、①公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付届出書に明記されていることなどを想定しているが、その他の手続の要否を含めて引き続き検討する。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第2部第4の4の【A案】に賛成する意見もあったものの、【B案】に賛成する意見や、【A案】の方向性には賛成するもののマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を要件とすることに反対する意見が多数であった。

【A案】に賛成する理由としては、可決されることが明らかな議案のみを議題とする臨時株主総会には実質的な意義が乏しいことなどが挙げられていた。

【A案】の方向性には賛成するものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を要件とすることに反対する理由としては、一般株主の利益保護のための措置を講じつつ、株式等売渡請求をより広範に利用可能にし、キャッシュ・アウト制度をより合理的・効率的なものとするのが望ましいため、【A案】の方向性に賛成する一方で、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を要件とした場合には、企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念があることや、投機的株主がこの制度を利用して投機的利益を得ることが極めて容易となってしまうことなどが挙げられていた。

【B案】に賛成する理由としては、株主総会は一般株主の意見表明の場として重要であり、そのことが経営者の行動に対する抑止力となり得ることや、「マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主の利

益の確保のための公正な手続がとられたものに限る」といった抽象的・複雑な要件が付されると、その要件充足性をめぐって株式等売渡請求の有効性自体が争われる可能性があり、法的に不安定な手続となってしまうと、むしろ強圧性の観点でも問題が生ずることなどが挙げられていた。

2 提案の趣旨

【A案】は、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定等、一般株主の利益の確保のための一定の要件を満たした場合には、(総株主の議決権の10分の9以上の株式を保有するに至らなかったときであっても、3分の2以上保有していれば)株主総会の決議を経ることなく、特別支配株主の株式等売渡請求によりキャッシュ・アウトをすることができるという選択肢を与えることを想定したものであった。

しかしながら、パブリックコメントでは、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を要件とすることに肯定的な意見はほとんどなかった。マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は、一般株主の意思を反映させる手段の一つではあるものの、一般株主の利益の保護のために常に望ましいといえるものではなく、企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念もあると指摘されていることや、会社法がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がない公開買付けは公正な手続とはいえないとの評価をしたとの受け止めがされる懸念があるとの指摘があること、さらに、「マイノリティ」の株主の範囲を一義的に規律することは困難と考えられることも踏まえると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を要件とすることは相当でないとも考えられる。

また、これまでの部会における議論でも、「一般株主の利益の確保のための公正な手続」の具体的な内容については、抽象的な内容(例えば、様々な手続や要素を総合して判断することなど)は避けるべきであり、形式的に判断できる要件とするべきであるとの指摘があったものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定よりも形式的で適切な要件は挙げられなかったところである。これらを踏まえると、「一般株主の利益の確保のための公正な手続」がとられたことを要件として、「特別支配株主」となるために必要な議決権保有割合を10分の9から3分の2に引き下げることとは、相当でないように思われる。

さらに、単に「公開買付けにより総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者」を特別支配株主に含めることも考えられるものの、これまでの部会における議論では、株主総会は一般株主の意見表明の場として重要であり、そのことが経営者の行動に影響を及ぼし得るという意味で相当程度の抑止力になり得ることなどを理由として、「特別支配株主」とな

るために必要な議決権保有割合の引下げについては慎重になるべきであるとの指摘があったところである。

以上を踏まえ、本文では、【B案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

5

第5 株主提案権等に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）を廃止するものとするについて、どのように考えるか。

10

（参考）試案第2部第5の1

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

（補足説明）

1 パブリックコメントの結果

15

パブリックコメントでは、試案第2部第5の1の【A案】に賛成する意見や【B案】に賛成する意見もあったものの、【A案】及び【B案】のいずれにも反対する意見が多数であった（なお、【A案】及び【B案】のいずれにも反対する意見は、個人から寄せられたものも多かった。）。

【A案】に賛成する理由としては、議決権数の要件の存在は、近年の株式分割等による投資単位の引下げをちゅうちょする要因となり得るものであることや、株主が議決権を300個有することの意味合いは、当該会社

20

の議決権総数や上場会社・非上場会社であるかによっても大きく異なるため、会社の規模や種類を問わず、一律に議決権を300個有していれば株主提案権を行使できるという制度は合理性を有するとはいえないこと、近年の調査研究等によれば、議決権保有割合1%未満の株主提案は、1%以上の株主提案に比して、他の株主からの支持が著しく低いことが確認されていることなどが挙げられていた。

【B案】に賛成する理由としては、議決権数の要件を廃止することは、特に時価総額の大きな会社では株主提案権を行使することが困難になり、株主の権利を過度に制限することとなり妥当でない一方で、企業価値の向上に資するといえない提案や社会的意義を見出し難い提案が増加していることは事実であることや、投資単位の低下の状況に合わせて議決権数の要件を引き上げることは合理的であることなどが挙げられていた。具体的な個数については、過度な引上げに反対する意見のほか、500個程度であれば濫用防止に一定の効果を持たせつつ、個人株主にも株主提案の機会を残すことができるとの意見や、1000個を超えるべきではないなどの意見があった。

【A案】及び【B案】のいずれにも反対する理由としては、議決権数の要件の廃止や引下げは個人株主等による権利行使の機会を大きく狭めるものであり、株主提案権を過度に制限するものであること、株主提案権は、単に議案の可決を目的とする制度ではなく、経営陣に対する問題提起や是正を促す重要なガバナンス手段であること、否決された株主提案でも、後に会社の方針・運営に取り入れられた事例も多数存在しており、可決の有無のみをもってその意義を判断するべきではないこと、現行制度でも提案数の制限や再提案の制限等により濫用的な提案に対する一定の歯止めは設けられており、これ以上の制限を加える合理的理由は乏しいことなどが挙げられていた。

なお、注1の定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方については、これに賛成する意見もあった一方で、多数派株主の判断によって少数株主の権利が制限されるおそれがあることを理由としてこれに反対する意見もあった。

2 提案の趣旨

前記1のとおり、パブリックコメントでは、議決権数の要件の廃止や引下げは、個人株主等による権利行使の機会を大きく狭めるものであり、株主提案権を過度に制限するものであることなどを理由としてこれらに反対する意見があった。

もともと、これまでの部会でも指摘があったとおり、近時の公表された

調査研究の結果によれば、議決権保有比率1%未満の株主の提案は、同比率1%以上の株主の提案に比して可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にあることが示されているところ、可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にある提案を取り上げることは、株主全体の利益に資するとはいえないとも考えられる。また、経営陣に対する問題提起や是正を促す方法は、必ずしも株主提案権の行使に限られない上に、議決権保有比率1%以上の要件は、複数の株主が保有する議決権数を合算することで満たすことも可能であるところ、株主提案権の制度が創設された昭和56年当時と比較すると、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等の普及により、株主提案を共同で行いやすい環境になっているとも考えられ、議決権数の要件を廃止したとしても、株主提案を過度に制限することにはならないとの考え方もある。

また、パブリックコメントでは、投資単位の引下げの状況に合わせて議決権数の要件を引き上げる観点から【B案】を支持する意見もあった一方で、投資単位の引下げが今後も起こり得る以上、個数要件を段階的に引き上げるよりも、割合基準に統一する方が制度として簡明であり、将来の市場環境の変化にも左右されにくいとの意見や、可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にある提案を除外し、支持のある提案を残すという観点では【A案】の方が適切であるとの意見もあったところである。

もっとも、【A案】と【B案】を比較するに当たっては、両者でどの程度の差が生ずるかも検討する必要があるように思われる。

下表は、東京証券取引所（以下「東証」という。）の上場会社における①投資単位の平均値等及び議決権の個数ごとの金額並びに②時価総額の平均値等及びその1%の金額を示したものである。

（表1）投資単位の平均値等及び議決権の個数ごとの金額

取引所等	投資単位 (平均値) (中央値) (最大値)	500 個	1000 個	1500 個
東証全体	22 万 6673 円	1 億 1333 万 6500 円	2 億 2667 万 3000 円	3 億 4000 万 9500 円
	14 万 0000 円	7000 万 0000 円	1 億 4000 万 0000 円	2 億 1000 万 0000 円
	896 万 8000 円	44 億 8400 万 0000 円	89 億 6800 万 0000 円	134 億 5200 万 0000 円
プライム	33 万 7942 円	1 億 6897 万 1000 円	3 億 3794 万 2000 円	5 億 0691 万 3000 円
	22 万 4400 円	1 億 1220 万 0000 円	2 億 2440 万 0000 円	3 億 3660 万 0000 円

	896 万 8000 円	44 億 8400 万 0000 円	89 億 6800 万 0000 円	134 億 5200 万 0000 円
スタンダード	16 万 2451 円	8122 万 5500 円	1 億 6245 万 1000 円	2 億 4367 万 6500 円
	10 万 4100 円	5205 万 0000 円	1 億 0410 万 0000 円	1 億 5615 万 0000 円
	308 万 0000 円	15 億 4000 万 0000 円	30 億 8000 万 0000 円	46 億 2000 万 0000 円
グロース	10 万 4939 円	5246 万 9500 円	1 億 0493 万 9000 円	1 億 5740 万 8500 円
	7 万 5450 円	3772 万 5000 円	7545 万 0000 円	1 億 1317 万 5000 円
	158 万 3000 円	7 億 9150 万 0000 円	15 億 8300 万 0000 円	23 億 7450 万 0000 円

(※令和 8 年 6 月末時点)

(表 2) 時価総額の平均値等及びその 1 % の金額

取引所等	時価総額 (平均値) (中央値) (最大値)	1 %
東証全体	3747 億 9010 万 0799 円	37 億 4790 万 1007 円
	210 億 6453 万 7440 円	2 億 1064 万 5374 円
	49 兆 0767 億 2067 万 2640 円	4907 億 6720 万 6726 円
プライム	8688 億 2097 万 1550 円	86 億 8820 万 9715 円
	1261 億 2922 万 8910 円	12 億 6129 万 2289 円
	49 兆 0767 億 2067 万 2640 円	4907 億 6720 万 6726 円
スタンダード	209 億 8540 万 1535 円	2 億 0985 万 4015 円
	89 億 1550 万 0000 円	8915 万 5000 円
	1 兆 0649 億 9433 万 9300 円	106 億 4994 万 3393 円
グロース	149 億 5985 万 4244 円	1 億 4959 万 8542 円
	59 億 7101 万 8656 円	5971 万 0186 円
	3675 億 6241 万 2800 円	36 億 7562 万 4128 円

(※令和 8 年 6 月末時点)

5

10

これらによれば、東証のスタンダード市場及びグロース市場の上場会社については、議決権数の要件を廃止した場合の金額（時価総額の 1 % の金額）と議決権数の要件を例えば 1 0 0 0 個や 1 5 0 0 個に引き上げた場合の金額を比較すると、例えば平均値でみると、議決権数の要件を廃止した場合の金額は、1 5 0 0 個に引き上げた場合の金額より低いものの、1 0 0 0 個に引き上げた場合の金額より高い。また、中央値でみると、1 0 0 0 個又は 1 5 0 0 個に引き上げたいずれの金額よりも、議決権数の要件を

廃止した場合の金額の方が低い。そのため、東証のスタンダード市場及びグロース市場の上場会社については、【A案】と【B案】とで著しい差はないとも考えられる。他方で、東証のプライム市場の上場会社については、議決権数の要件を廃止した場合の金額と議決権数の要件を1000個や1500個に引き上げた場合の金額とを比較すると、平均値でみた場合も、中央値でみた場合も、議決権数の要件を廃止した場合の金額の方が高く、その差は、1000個との比較では、平均値では25倍以上、中央値でも5倍以上あり、【A案】と【B案】とで金額に大きな差がある会社が比較的多いと考えられる。特に、時価総額の大きな会社になればなるほどその差は大きくなり得ることに留意が必要であるように思われる。もっとも、時価総額の大きな会社については、その分利害関係者も多数に上るようにも思われ、それだけ株主提案権の行使のために必要な金額が大きくなるというのは必ずしも不合理でなく、むしろ、時価総額の大小に関係なく一律に議決権の個数要件を設けることの方が不合理であるとの考え方もあり得るようにも思われる。

そこで、これまでの部会における議論も踏まえ、本文では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

3 株主の利益の確保のための追加的な要件の要否

パブリックコメントでは、議決権数の要件を廃止することは、特に時価総額の大きな会社では株主提案権を行使することが困難になり、株主の権利を過度に制限することとなるとの意見があったところ、このような意見を踏まえると、株主の利益の確保のために適切な要件があるのであれば、これを追加することも考えられる。

例えば、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合に限って、議決権の個数要件を廃止することは考えられないか。社外取締役は、業務執行から独立した立場で経営を監督する役割を担う者であるところ、その社外取締役が取締役会の過半数を占める場合には、株主の利益の確保のための一定のガバナンス体制が構築されていると評価できるのであれば、そのような場合に限って議決権の個数要件を廃止する考え方もあり得る。

また、試案第2部第5の1の注1のとおり、定款の定めがある場合に限って、議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。パブリックコメントでは、多数派株主の判断によって少数株主の権利が制限されるおそれがあることを理由としてこれに反対する意見もあったものの、株主提案権の在り方について株主の共同の利益の確保の観点からどのように位置付けるかについて、各会社の定款自治に委ねることは必ずしも不合理とはいえないとの考え方もあり得る。

以上を踏まえ、株主の利益の確保の観点から追加的な要件を設けるか否かについて、どのように考えるか。

2 株主提案権の行使期限の見直し

5 株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、現行法の規律の見直しをしないものとするについて、どのように考えるか。

（参考）試案第2部第5の2

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。（注2）

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとする。ことも含めて引き続き検討する。

（注2）【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

10 （補足説明）

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第2部第5の2の【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見、注2の考え方に賛成する意見もあったものの、【C案】に賛成する意見が多数であった（なお、【C案】に賛成する意見は、個人から寄せられたものも多かった。）。

15 【A案】に賛成する理由としては、株主提案を受けた会社では、取締役会で株主総会の招集決定をするまでの間に、株主提案の適法性の確認のほか、株主提案に対する取締役会の意見の検討・作成、株主提案議案や取締役会の意見に係るプレスリリース及び招集通知の英訳等を行う必要があるところ、特に株主提案がその行使期限の間際にされた場合には、上記の実務対応に充てられる期間が非常に短く、実務上の負担が極めて大きいことや、招集通知に記載する情報の早期開示が求められる中で取締役会におけ

る慎重な検討を可能にするために株主提案権の行使期限の前倒しが必要であることなどが挙げられていた。

【B案】に賛成する理由としては、株主にとっての予見可能性を高めるとともに、会社にとっても提案内容の検討、法的・実務的な整理、取締役会での審議、招集通知その他の開示対応等に必要な期間を確保することができる点で、実務上合理的であることなどが挙げられていた。

【C案】に賛成する理由としては、現行法の規律は、提案する株主側と対応する会社側の双方にとって実務上バランスのよいところに収まっており、行使期限を前倒しする立法事実が認められないこと、株主提案権の行使期限を前倒しすることは、株主が十分な情報に基づいて提案を行うことを困難にすること、株主にとって株主提案権の行使期限が明確ではないという問題はあるものの、ある程度は予測できるのであり、あえて改正をする立法事実は認められないことなどが挙げられていた。

2 提案の趣旨

前記1のとおり、パブリックコメントでは、株主提案を受けた会社における実務負担の観点から、行使期限を前倒しするべきであるとの意見があった。もっとも、行使期限の見直しを必要とするほどの具体的な支障が生じているのか、どれだけ前倒しをすれば当該支障が解消されるのかについては、必ずしも明確にされていないようにも思われ、また、パブリックコメントやこれまでの部会における議論でも、現行の行使期限は、提案する株主側と対応する会社側の双方にとって実務上バランスのよいところに収まっているとの指摘もあったところであり、行使期限を前倒しする必要性が必ずしも明らかでないように思われる。

また、【B案】については、株主にとっての予見可能性を高める方向性を支持する意見があった一方で、行使期限が不明確であるという問題はあるものの、ある程度は予測できるのであり、あえて改正をする立法事実は認められないとの意見や、株式会社が株主に対して株主総会の日（予定日）を通知した後に変更する場合など、株主提案に混乱や紛争を生じさせるおそれがあることなどを理由としてこれに反対する意見もあったところである。

以上に加え、これまでの部会における議論を踏まえ、本文では、【C案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

3 業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出の制限

上場会社においては、株主は、定款変更の形式をとって業務執行事項（注1）に関する株主提案をすることはできないものとした上で、株主

提案が業務執行事項に関するものであることを理由として上場会社がこれを拒絶した場合には、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないものとするか否かについて、どのように考えるか。(注2)(注3)

(注1)「業務執行事項」の具体的な内容は、会社法における業務執行に関する事項の全てではなく、法務省令において一定の事項に限定して定めること(例えば、業務執行に関する事項のうち、取締役及び執行役(以下「取締役等」という。)がその裁量により判断することが予定されている事項であって、株主提案によってその裁量を拘束することが会社の利益を害するものと認められる事項を列挙すること)を想定している。

(注2)取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合に限り、業務執行事項に関する株主提案を制限すること考えられる。

(注3)本文とは異なり、業務執行事項に関する株主提案をするのに必要な株式の保有期間(6か月)を延長すること考えられる。

(補足説明)

1 パブリックコメント等の結果

試案では提案されていなかった項目であるが、第13回会議の参考人である一般社団法人F i n t e c h協会からの意見聴取では、高度な専門判断等が必要な経営において、個別の業務執行への介入は、経営の機動力と全株主の利益を損なうものであることなどを理由として、業務執行事項に関する株主提案を制限するべきであるとの意見が述べられた。

また、パブリックコメントでも、業務執行事項が定款に定められると機動的かつ柔軟な経営判断が困難となることや、諸外国では業務執行事項の株主提案が制限されている国もあり、一定の判断基準の下で制度運用が現にされていることなどを理由として、業務執行事項に関する株主提案を制限するべきであるとの意見があった。

2 提案の趣旨

(1) 業務執行事項に関する株主提案の制限の対象及び態様

上場会社における業務執行は、非上場会社と比較して、典型的に、多様な要素を考慮する必要があるとともに、株主と業務執行者との間の情報の非対称性が特に大きいものと考えられる。そのため、上場会社の業務執行は、会社の状況を継続的かつ包括的に把握し、会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負う取締役等その責任において行うべきものであり、会社に対して義務を負っておらず、また、必ずしも十分な情報を有していない株主が、業務執行事項に関する提案をすることは相当でないとも考えられる。

そこで、本文では、上場会社に限定して、株主は、定款変更の形式をとって業務執行事項に関する株主提案をすることはできないものとするについて取り上げている。

5 なお、業務執行事項に関する株主提案の制限の態様としては、本文のように、株主提案をすることができる対象として業務執行事項に関する提案を制限することのほか、業務執行事項について定款に記載することができないこととすることも考えられる。もっとも、このような考え方を採る場合には、株主の提案だけでなく、会社の提案によっても、業務執行事項を定款に定めることや、株主総会の決議事項に加えることはできないこととなるが、取締役側の要望として、業務執行事項について株主総会における承認を得たい場合があることも否定できないようにも思われ、これを排除する必要もないと考えられるため、本文では、業務執行事項について定款に記載することができないこととはしていない。

(2) 業務執行事項の具体的な内容（注1）

15 ア 業務執行事項の範囲の不明確性に係る指摘

これまでの部会では、何が業務執行事項に当たるかは必ずしも明確ではなく、会社が株主提案を無視しても実効性のある救済がない（株主総会の決議の取消しの訴えの対象にならない）ため、解釈の余地のある曖昧な要件を課すと、取締役会が「業務執行事項」を広く解釈して株主提案を拒絶するおそれがあるとの指摘があった。

20 もっとも、株主提案の制限の対象となる「業務執行事項」の類型や具体的な内容を明確にすることができるのであれば、当該事項に限って制限の対象とすることが考えられる。

イ 株主提案の制限の対象となる業務執行事項の限定

25 前記(1)のとおり、上場会社における業務執行は、非上場会社と比較して、典型的に、多様な要素を考慮する必要があるとともに、株主と業務執行者との間の情報の非対称性が特に大きいものと考えられる。会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負っておらず、また、必ずしも十分な情報を有していない株主が、業務執行事項に関する提案を行い、これが定款に記載された場合には、取締役等は、多様な要素を考慮して臨機応変に対応すべき事項であっても、定款の内容に拘束されることとなる。その結果、会社の利益のためには定款と異なる対応を採ることが合理的な場合であっても、定款を遵守すべき義務との関係で困難な判断を迫られ、会社の利益を害することになりかねない。

35 そこで、業務執行事項のうちこのような危険が典型的に認められる事項に限って株主提案の対象外とすることは考えられないか。具体的

には、例えば、業務執行事項のうち、取締役等がその裁量により判断することが予定されている事項であって、株主提案によってその裁量を拘束すると会社の利益を害するおそれ大きいものとして法務省令で定めるものに限定することは考えられないか。

- 5 下表では、このような「株主提案によって取締役等の裁量を拘束すると会社の利益を害するおそれ大きいもの」の具体例について整理を試みているが、このような整理について、どのように考えるか。また、これらのほかに株主提案の対象から除外すべき事項や、反対に株主提案の対象から除外すべきでない事項はあるか。

10

		株主提案の類型／例
会社の利益を害するおそれが <u>大きいもの</u>	①	<u>将来にわたり、取引の相手方や条件・内容を拘束する事項</u> ・ 将来の取引の相手方の拘束（特定の地域の会社とは取引をしないなど） ・ 将来の仕入先、仕入れ価格、商品の販売価格の拘束 ・ 将来にわたる取引の強制（継続的な設備投資の強制等） 等 ※将来にわたり取引に関する判断を拘束することは、取締役等による多様な要素を考慮した臨機応変な対応ができなくなるため、取締役等の裁量を拘束すると会社の利益を害するおそれが典型的に大きいように思われる。
	②	<u>特定の取引の条件・内容を拘束する事項</u> ・ 特定の取引の条件を拘束する事項（契約期間や仕入価格に関する事項等） ・ 特定の取引の強制（特定の資産の売却等） ・ 特定の相手方との取引の終了（業務資本契約の解消等） 等 ※基本的には取締役等が多様な要素を考慮して判断すべきであり、特に日常的な取引について取締役等の裁量を拘束することは会社の利益を害するおそれが典型的に大きいように思われる。もっとも、取引の種類や規模によっては、株主の意見を反映させることが必ずしも会社の利益を害するとはいえないとの考え方もあり得、上記①とのすみ分けも含めて検討する必要があると思われる。
会社の利益を害するおそれが大きいものといえるか、 <u>必ずしも明ら</u>	③	<u>特定の事業に関する事項</u> ・ 新規事業への参入 ・ 不採算事業の縮小・撤退 等 ※上記①や②と区別するべきものか、また、会社の目的（会社法第27条第1号）の記載事項に係る定款変更との関係性を含めて検討する必要があると思

かでないもの		われる。
	④	<u>経営方針等に関する事項</u> ・ 経営理念（〇〇を大切にしている企業を目指す等） ・ 経営計画・事業計画に関する事項 等 ※上記①や②には該当しない、抽象的な方針や計画を想定しているが、上記①や②とのすみ分けを含めて検討する必要があると思われる。
	⑤	<u>使用人に関する事項</u> ・ 使用人の賃金に関する事項 ・ 使用人の賃金以外の労働条件及び労働環境の設計 等
	⑥	<u>一定の組織の設置、改廃に関する事項</u> ・ 〇〇委員会（第三者委員会、特別委員会、企業価値向上委員会等）の設置、改廃 等
会社の利害を害するおそれ大きいとはいえないと考えられるもの	⑦	<u>開示に関する事項</u> ・ 役員の個別の報酬額の開示 ・ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示 ・ 政策保有株式の検証結果の開示 等
	⑧	<u>役員構成に関する事項</u> ・ 過半数の社外取締役の登用 ・ 女性取締役や外国人取締役の登用 ※役員の選任は株主総会の決議事項であり、これに関連する事項は、取締役等の裁量が拘束されたとしても、会社の利害を害するおそれ大きいとはいえないように思われる。
	⑨	<u>自己株式の取得、剰余金の配当に関する事項</u> ・ 自己株式の取得の方針 ・ 配当性向の下限や総還元性向の設定 等 ※自己株式の取得や剰余金の配当は株主総会の決議事項であり（定款の定めにより取締役会に権限がある場合であっても、株主総会により定款の定めを変更することができる。）、これに関連する事項は、取締役等の裁量が拘束されたとしても、会社の利害を害するおそれ大きいとはいえないように思われる。

(3) 株主の利益の確保

これまでの部会では、会社が株主提案を無視しても実効性のある救済がない（株主総会の決議の取消しの訴えの対象にならない）との指摘が

あった。具体的には、適法な株主提案を会社が取り上げない場合には、株主は、会社が当該提案を取り上げるように仮の地位を定める仮処分命令の申立て（民事保全法第23条第2項）をすることができるものの、裁判所が申立てを認容し、仮処分命令を出したにもかかわらず、取締役が命令に従わなかった場合には、株主提案に係る議題に関する決議がない以上、株主総会の決議の取消しの訴えの対象にならないものと考えられる。

もっとも、株主は、役員や会社に対して損害賠償を請求したり（会社法第429条第1項、第350条）、役員の解任（会社法第854条）を求めることは可能であり、救済措置が全くないわけではない。また、前記(2)のとおり、株主提案の制限の対象とするべき「業務執行事項」の具体的内容が一定の範囲で明確に限定できるのであれば、取締役会が「業務執行事項」を広く解釈して株主提案を拒絶するおそれは低減されるため、株主の救済措置を別途設ける必要はないとの考え方もあり得る。

しかしながら、株主の利益の確保の観点では、少なくとも、株主提案が業務執行事項に関するものであることを理由として会社がこれを拒絶した場合には、その旨を開示することを義務付けることが必要であると考えられる。そこで、本文では、株主提案が業務執行事項に関するものであることを理由として上場会社がこれを拒絶した場合には、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないものとしている。

(4) その他の考え方

ア 社外取締役過半数要件（注2）

株主の利益の確保の観点からは、特定の場合に限って業務執行事項に関する株主提案を制限することも考えられる。例えば、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合に限って、業務執行事項に関する株主提案を制限することも考えられるため、注2において、その旨を注記している。

上場会社において業務執行事項に関する株主提案を制限することは、業務執行事項を株主総会に付議するか否かについての判断を、取締役会の判断に委ねることを意味する。そのため、そのような制度を採用する前提としては、取締役会において、経営陣から独立した立場から業務執行の適否及び株主総会への付議の要否を検討する体制が確保されていることが必要であるとも考えられる。そして、取締役の過半数を社外取締役が占める取締役会においては、経営陣から独立した立場からの検討が取締役会の意思決定に実効的に反映されることが制度的に確保されていると考えられるのであれば、そのような会社に限って、

業務執行事項に関する株主提案を制限することも考えられる。

イ 保有期間の伸長（注３）

株主の利益の確保の観点からは、業務執行事項に関する株主提案を一切できないものとするのではなく、一定の株主に限って許容することも考えられる。

例えば、上場会社における業務執行は中長期的な観点からの検討が必要であるため、短期的な利益を追求する株主の提案を排除し、中長期的な利益を追求する株主の提案に限定する趣旨で、株式を中長期で継続保有している株主に限って、業務執行事項に関する株主提案を認めることが考えられる。具体的には、定款変更の形式をとって業務執行事項に関する株主提案をするのに必要な株式の保有期間（６か月）を伸長することが考えられるため、注３において、その旨を注記している。

現行法上、公開会社においては、株主提案権の権利行使のためだけに一時的に株式を取得することを制限する趣旨で、株主提案をするための要件として、「６か月」という保有期間が課されているところ（会社法第３０３条第２項及び第３０５条第１項）、短期的な利益を追求する株主の提案を排除し、中長期的な利益を追求する株主の提案に限定するために、少なくとも複数回の事業年度決算を経た株主からの提案に限定する趣旨で、例えば「２年」に伸長することなどが考えられる。

ウ なお、これまでの部会では、業務執行事項を株主提案権の対象外とする場合には、併せていわゆる勧告的な株主総会決議を求める株主提案（勧告的提案）が認められる旨を明文で規定することが考えられるとの指摘があった。もっとも、勧告的提案を認めることを検討する場合には、その提案をするための要件をどのように定めるかに加え、会社が当該提案を拒絶することができるか否かも含め、実務に与える影響も踏まえて慎重に検討する必要があるように思われる。

４ 株主による株主総会の招集請求権の行使要件の見直し

株主による株主総会の招集請求権の行使要件のうち、「１００分の３」以上という議決権の保有割合の要件を、「１００分の５」に引き上げるものとするか否かについて、どのように考えるか。

（補足説明）

１ 現行法の規律

試案では提案されていなかった項目であるが、現行法上、総株主の議決

権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する（ただし、非公開会社においては保有期間の制限はない。）株主に限り、株主による株主総会の招集請求権を行使することができる（会社法第297条第1項及び第2項）。

2 パブリックコメント等の結果

第13回会議の参考人である一般社団法人F i n t e c h協会からの意見聴取では、短期的な利益を追求する一部の株主による株主総会の招集請求が増加し、経営が攪乱される事案が発生しているため、要件を厳格化するべきであるとの意見があった。

また、パブリックコメントでも、株主による株主総会の招集請求権は、会社の意思決定に重大な影響を及ぼす強力な権利であることに鑑み、濫用防止及び市場の安定性確保の観点からその行使要件の見直しが必要であるとの意見や、諸外国の法制度を踏まえ、現行の「3%」以上から「5%」以上に引き上げるべきであるとの意見があった。他方で、具体的なリスクが示されておらず、見直しは不要であるとの意見や、諸外国の株式市場と日本市場を単純に比較することは適切ではなく、行使要件の見直しをする必要性はないとの意見もあった。

3 提案の趣旨

株主による株主総会の招集請求権については、商法の一部を改正する法律（昭和25年法律第167号）により、株主の地位の強化を図る目的で、基準が10分の1から100分の3に引き下げられたが、その後は見直しがされておらず、諸外国の水準（注）と比較すると、我が国の割合は低いといえるようにも思われる。前記2のとおり、第13回会議の参考人である一般社団法人F i n t e c h協会からの意見聴取によれば、近時は、短期的な利益を追求する一部の株主による株主総会の招集請求が増加し、経営が攪乱される事案が発生しているとの指摘があり、また、短期的な利益追求を目的とする一部の投資家が、我が国の株主総会の招集請求権の要件が諸外国の水準より低いことを利用し、会社を揺さぶる手段として株主総会の招集請求を行っている事例があるとの指摘もある。

そこで、本文では、「100分の3」以上という議決権の保有割合の要件を「100分の5」に引き上げるものとするか否かについて、どのように考えるかとの問題提起をしている。

（注）現時点で事務当局において把握している情報によれば、株主による株主総会の招集請求権は、①米国（デラウェア州）では、定款で定められた者にのみ認めら

れており、②イギリスでは、５％以上の議決権を有する株主に、③ドイツ及び④フランスでは、資本の５％以上を有する株主に認められている。

第６ その他

１ 会社法第３１６条第２項に規定する調査者制度の見直し

会社法第３１６条第２項の規定を削除した上で、次の(1)から(6)までの規律を設けるものとするについて、どのように考えるか。

(1) 会社法第２９７条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる。この場合においては、当該株主総会の決議によって、調査の目的である事項を定めなければならない。

(2) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。

(3) 取締役会設置会社においては、取締役（業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第２９７条第１項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下「提案株主」という。）が同条第４項の規定により株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、議案の概要（株主総会参考書類を交付する場合にあっては、議案）を株主に通知しなければならない。

(4) (1)の規定による決議があった場合には、提案株主は、会社法第３５８条第１項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(5) 業務検査役は、会社法第３５８条第５項の規定による報告をしたときは、株式会社に対し、当該報告に係る書面の写し又は電磁的記録に記録された事項を提供しなければならない。

(6) 株式会社は、(5)の規定による書面の写し又は電磁的記録に記録された事項の提供を受けた日から２週間以内に、会社法第３５８条第５項の調査の結果を株主に通知しなければならない。この場合において、株式会社は、調査の結果の全部又は一部を株主に通知することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、株主に対し、調査の結果の全部又は一部を通知しないことができる。

(参考) 試案第2部第6の1

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者（以下「2項調査者」という。）制度の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】会社法第316条第2項の規定を維持することを前提として、次の(1)から(6)までの規律を設ける。

(1) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、2項調査者の選任の決議をすることができる。(注1)

(2) 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【A案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

ウ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注2）

エ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、当該①又は②に定める事項

① 報酬等のうち額が確定しているもの その額

② 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

(3) (2)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(2)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。(注3)

(4) 2項調査者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、当該調査に応ずることを拒むことができる。

(5) 株式会社は、(4)の規定による報告を受けた日から一定の期間（注4）内に、株主に対し、(4)の書面の写し又は(4)の電磁的記録に記録された事項を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、(4)の書面の写し又は当該

事項の全部又は一部を株主に提供しないことができる。

(6) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。

(注1) 2項調査者の選任に関する株主総会決議の定足数に関し、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げを禁止することについては、引き続き検討する。

(注2) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 候補者と株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ④ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

(注3) 株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合においても、(2)の規定に定める事項を株主に通知しなければならない旨を定めることについては、引き続き検討する。

(注4) 具体的な期間については、例えば、「2週間以内」とすることが考えられる。

【B案】会社法第316条第2項の規定を削除した上で、次の(1)から(5)までの規律を設ける。(注1)

- (1) 会社法第297条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる。
- (2) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。(注2)
- (3) 業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【B案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、業務検査役の選任の申立てに関する議案について、次に掲げる事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

- (4) (3)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(3)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければなら

い。

(5) (1)の規定による決議があった場合には、提案株主は、会社法第358条第1項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(注1) 単に会社法第316条第2項の規定を削除する(2項調査者制度を廃止する)という考え方もある。

(注2) 裁判所に対する業務検査役の選任の申立てに関する株主総会決議の定足数に関し、【A案】注1と同様に、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に定款で引き下げることを禁止することについては、引き続き検討する。

(補足説明)

1 パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、試案第2部第6の1の【A案】に賛成する意見、【B案】に賛成する意見、【B案】の注1の考え方に賛成する意見等があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【B案】の注1の考え方に賛成する意見がやや多かった。

【A案】に賛成する理由としては、会社法第316条第2項に規定する調査者(以下「2項調査者」という。)制度が株式会社による恣意的な調査や調査の不実施に対する対抗手段として機能するものであること、2項調査者の候補者が株主によって提案されるため、幅広い者を候補者として行うことができることなどが挙げられていた。【B案】に賛成する理由としては、中立的な第三者である裁判所が調査者を選任するため、提案株主からの独立性・中立性が十分に確保されていること、2項調査者と業務検査役には共通点が多いことなどが挙げられていた。【B案】の注1の考え方に賛成する理由としては、2項調査者制度の濫用のおそれがあることのほか、制度の沿革、会社法第358条に規定する業務検査役制度や監査役等による業務監査制度が存在することなどが挙げられていた。

2 提案の趣旨

(1) これまでの部会における議論やパブリックコメントでも指摘されているとおり、2項調査者制度は、不正の疑いがある株式会社が恣意的な調査を行うおそれに対する株主側の対抗手段として機能し得るものであることを踏まえると、2項調査者制度の実質的な機能は維持する必要があるように思われる。他方で、2項調査者制度は、提案株主からの独立性・中立性が担保されていないため、株式会社の機密情報が不必要に外部に流出し、又は不正に利用されるなど、制度の濫用のおそれがあることも否定し難い。そして、株式会社の機密情報が一度外部に流出し、又は不

正に利用された場合には、当該株式会社に事後的に回復困難な程度の甚大な損害が生じ得ることを踏まえると、制度の濫用を防止するための厳格な措置を講ずる必要があると考えられる。

そうすると、2項調査者制度の機能を維持しつつ、裁判所が調査者を選任することにより提案株主からの独立性・中立性を担保することとしている【B案】を採用することが適当であるように思われる。

(2) その上で、パブリックコメントの【B案】に賛成する意見の中には、提案株主に対して無条件に調査結果が提供されることが望ましくない場合もあり得るため、【B案】を採用した上で、【A案】(4)及び(5)と同様の規律を設けることを検討するべきであるとの意見があった。この点について、現行の業務検査役制度は、実体的要件（「株式会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるとき」）を定めている（会社法第358条第1項）が、【B案】では、2項調査者制度の機能を維持するため、この実体的要件を不要とすることとしている（本文(4)）上に、株式会社に全株主への調査結果の提供を求めることとしている（本文(6)）ことから、情報の流出によって株式会社・株主全体に著しい不利益が生ずるといったリスクは、現行の業務検査役制度と比較すると、相対的に高いものと考えられる。そこで、【B案】では、調査結果を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害する場合には、株式会社が裁判所の許可を得てこれを提供しないことを可能とするという【A案】(5)と同様の規律を設けることとしている。なお、これにより株式会社に著しい不利益が生ずるリスクを適切に防止することが可能であるとも考えられることから、【A案】(4)と同様の規律を設けることは提案していない。

(3) 以上を踏まえ、本文では、【B案】を採用した上で、【A案】(5)と同様の規律を設けるなどの所要の変更を加えた規律を提案することとしているが、この点について、どのように考えるか。

3 株主への事前通知に関する規律（本文(3)）

本文(3)は、取締役会設置会社において、取締役（提案株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該提案株主）に、株主総会の招集に際して、議案の概要（株主総会参考書類を交付する場合にあつては、議案）を株主に通知することを求めるものである。

【B案】(2)及び(3)では、制度の濫用のおそれを防止する観点から、会社の機関設計の類型を問わず、提案株主に、株主総会の招集の請求に際して、議案のほか、提案の理由及び調査の目的である事項を通知することを

求めるとともに、取締役、株主総会の招集に際して、提案株主から通知を受けた事項を株主に通知することを求めることとしていた。この点について、前記2(2)のとおり、本文(6)において、株主の共同の利益を著しく害する場合には株式会社が株主に調査結果を提供しないことを可能とする規律を設けることを踏まえると、制度の濫用のおそれを防止する観点から提案株主及び取締役に事前の通知義務を一律に課す必要性は、相対的に低くなったものと考えられる。そのため、本文(3)では、提案株主等の負担も考慮して、現行法の株主総会の招集の通知において必要とされている通知及び通知事項（会社法第299条第4項）と合わせた規律を設けることとしている（例えば、取締役の選任に関する議案については、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類を交付しない場合には、議案の概要を通知することとされ（会社法施行規則第63条第7号イ）、株主総会参考書類を交付する場合には、議案を通知することとされている（同規則第63条第3号イ、第73条第1項第1号）。）。

4 調査結果の提供に関する規律（本文(5)及び(6)）

本文(5)は、業務検査役に、会社法第358条第5項に基づく裁判所への調査結果の報告後に、株式会社に対して調査結果に係る書面又は電磁的記録を提供する義務を課すものである。

本文(6)前段は、株式会社に、株主に対して調査結果を通知する義務を課すものである。調査結果を通知する相手方は、株主総会において業務検査役の選任の申立てをする旨の決議がされることを踏まえて、提案株主に限定せず、全株主に通知することを求めることとしている。また、株式会社に調査結果を株主に通知することの適否を判断するための期間を付与することとし、その期間については、パブリックコメントで【A案】の注4に反対する意見がなかったことを踏まえて、業務検査役から調査結果の提供を受けた日から「2週間以内」に株主に対して調査結果を通知することを求めることとしている。なお、「2週間以内」については、本文(6)後段の許可に係る裁判所の審理・決定の期間を拘束しないことを想定している。

本文(6)後段は、前記2(2)のとおり、調査結果を株主に通知することにより株主の共同の利益を著しく害する場合には、株式会社が裁判所の許可を得て調査結果を株主に通知しないことを可能とする規律を設けるものである。この規律は、【A案】の(5)と同様に、調査結果を株主に通知することにより株主の利益が生ずる場合であっても、同時に当該利益を著しく上回る不利益が株式会社・株主全体に生ずるのであれば、株式会社が株主に調査結果を通知しないことを可能とすることが適当であると考えられることを踏まえて、そのような株主の共同の利益を著しく害することを実体的

要件として求めることとしている（例えば、株式会社の機密情報を株主に通知することにより株主の共同の利益を著しく害する場合などが考えられる。）。また、単に株主の共同の利益を害する場合を要件とすることは、株式会社の恣意的な調査への対抗手段として機能し得る 2 項調査者制度の趣旨を損なうおそれがあるため、利益を害する程度が「著しい」ことを求めている。

なお、現行の業務検査役制度では、裁判所は、業務検査役の調査結果の開示について、必要があると認めるときは、取締役に対して株主総会の招集等を命ずるとされているが（会社法第 359 条第 1 項）、本文(6)前段のとおり、全株主に調査結果を通知することとしているため、この規律は及ばさないことを想定している。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加えるものとするについて、どのように考えるか。

（参考）試案第 2 部第 6 の 2

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A 案】選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加える。

【B 案】現行法の規律の見直しをしない。

（補足説明）

パブリックコメントでは、試案第 2 部第 6 の 2 の【A 案】に賛成する意見、【B 案】に賛成する意見があり、意見が分かれたものの、相対的にみると、【A 案】に賛成する意見がやや多かった。

【A 案】に賛成する理由としては、取締役及び執行役並びに監査役は株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができるものとされているところ、当該訴えに備えて証拠を保全する必要があること、株主総会の招集手続等に関する検査役は、基本的には株主総会の招集手続及び決議方法を調査して報告することにとどまり、株主総会の決議そのものに直接影響を与えるわけではなく、申立権者が増えたとしても生ずる影響は限定的であることなどが挙げられていた。【B 案】に賛成する理由としては、見直しを行う具体的な必要性が明らかでないこと、株主総会において違法な手続がとられることを懸

念する役員は、自らの権限（例えば、監査役は株式会社の監査機関として監査権限を有している。）に基づいてその手続を監視することができることなどが挙げられていた。

5 これまでの部会における議論では、見直しを行う具体的な必要性が明らかでないとの意見があったものの、見直しに積極的に反対する意見はなく、見直しの必要性を汲み取ることができると考えられる弁護士会から必要であるとの意見があるのであれば、パブリックコメントで意見を募る必要があるとの意見があったところ、上記のとおり、パブリックコメントの結果として見直しを支持する意見が一定数あり、他方で、上記の【A案】に賛成する意見
10 のとおり、株主総会の招集手続等に関する検査役の選任は株主総会の決議そのものに直接影響を与えるものではないため、申立権者の範囲を拡大することによって生ずる弊害は限定的と思われる。

そこで、本文では、【A案】によることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。